

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会

東京都台東区上野1-9-4

平川税務会計事務所内

発行人 会長 平川 忠雄

編集人 広報担当 前川 和義
副会長



平成7年4月1日 観桜会々場にて (於 上野精養軒)

平成不況と職業会計人の役割

総務担当副会長 荻野 弘康

深刻な経済状況

バブル経済の崩壊にともなうツケは重たく、なかなか景気回復の兆しは見えない。加えて急ピッチな円高、リストラによる失業者の増大、さらには阪神大震災と、わが国経済はかつて経験したことのない不況のどん底にある。

金融不安も指摘されていたが、現実問題として、東京協和信用組合、安全信用組合の二信組の救済をめぐる、国会も都議会も激しい論戦が繰り返されている。

金融秩序の維持の立場から救済を主張する日銀、

大蔵省サイドと二信組、長銀、イ・アイ・イ・グループ、一部政治家も絡む放漫、乱脈経営の実態究明を優先し、大口預金者の救済の必要なし、という攻防は、今や国民的関心事となっている。

二信組の陰に隠れているが、住専をはじめ金融機関が抱える膨大な不良債権の処理の行方は、さらに深刻だという指摘もある。

不況の深刻化にともない、証券市場の凋落も著しく、閑古鳥が鳴き、出来高も激減し、ダウ平均も16,000円を割る状態である。実態経済もさることながら、諸外国に比べて個人株主割合が極端に低く、永年の株主軽視のツケも加わっているよう

にも考えられる。

金融不況とセットであるが、地価の下落状況も深刻である。特に商業地はひどく、都心部のオフィスビルもがらがらである。

不況を反映して、店頭登録株やその周辺に倒産が始まっている。アイベックなどは、詐欺倒産として刑事告発まで受けている。

職業会計人の役割

全国の税理士、公認会計士は、それぞれの関与先企業に顧問、相談役あるいはコンサルタントとして関与し、それぞれ適切な助言をするよう誠心誠意努めていることと思われる。

経済全体の流れは如何ともしがたいが、景気が良くなって会社が儲かり、景気が悪くなって損をしているのであれば、経営者は誰でもよく、経営手法も無力である。

景気が悪いときには、リエンジニアリング（経

営体制の見直し）やリストラなど、景気が悪いときほど有効な経営対策は山ほどある。

好況の時に不況のことを考えていた企業には、今日の不況もそれほど深刻ではない。

むしろ、次の好況に備えて不況の時にできる経営対策に積極的に取り組んでいることであろう。

コンサルタントとしても、自戒すべきことは多い。好況の時にどのような助言をしてきたのか、不況の時にどのような助言をしていくのかである。

過ぎたる税テク、財テクによって、多くの企業が苦しみの淵に沈んでいる。

金融機関を含めてバブルの狂想曲を奏でていた責任は極めて重い。コンサルタントも、一緒に奏でていたとしたら、連帯責任は免れない。

日本経済の浮沈を握るコンサルタント集団として、その指導的立場の重要性を考え、一層、自重自戒し、適切な指導、助言業務が行えるよう研鑽に努めたいと思う。

中央大学会計人会総会の報告

常任理事 山田 杉三郎

平成7年4月18日中央大学駿河台記念館にて中央大学会計人会総会が開催された。

会議は終始総務担当の荻野副会長の司会進行で行われた。

第一部 定時総会

1. 会長挨拶（平川会長）

名簿の発行その他の組織活動により、人数も増えて充実しつつあり、今後も名簿の整理を進めて一層の充実を計りたい。また、資格試験の合格者の拡大を図りたいとの力強い決意を述べられた。

2. 議長選任

司会者一任の声により、平川会長が議長席につき、議事録署名人に横須賀、大江の両氏を指名し以下の議事に入った。

3. 議題

(1)事業報告承認の件と (2)収支報告承認の件を一括審議することとし、荻野副会長から事業報告が、神山副会長から収支報告がなさ

れ、質疑のあと承認可決された。

(3)会計監査報告については時間の都合で第三部で行われた。

(4)事業計画承認の件と (5)収支予算承認の件についても一括審議することとし、荻野、神山両副会長から事業計画と収支計画が説明され、二、三の質疑のあと承認可決された。

(6)規約改正の件は現在見直し中と云うことで議案は上程されなかった。

(7)役員改選の件については浅井、荻野、小林の各氏を選考委員に選び、別室で協議の結果、平川現会長を再び会長に選任した。他の役員選任については平川新会長に一任した。

4. 報告事項

(1)広報発行の件につき担当の前川副会長から報告された。

(2)会員名簿発行につき担当の大江副会長から報告された。

(3) 研修スケジュール等について担当の山田副会長から報告された。

大江副会長の閉会の挨拶により、第一部は終了した。

第二部 記念講演会

「平成6. 7年税務訴訟判決の概要」

講師 法務省訟務局 補佐官 有賀文宣先生

先生が特に当会のために作成されたレジュメに基づき、25の判例または係争中の事件につき有益な説明がなされた。

第三部 懇親会

1. 開会の辞が前川副会長からなされた。
2. 会長挨拶が平川会長からなされ、組織固めに

一層努力する等の決意が語られた。

3. 来賓祝辞が中央大学の富岡名誉教授よりなされた。

中小会社、個人企業が如何に税制面で大企業と較べて不利であるか、これを是正するため全国行脚をしている旨のお話を承った。

4. 来賓紹介では早稲田、日本、専修、青山学院の各大学の会計人会長が紹介され、専修大学の高橋会長が代表して挨拶された。
5. 乾杯が浅井会員の音頭でおこなわれ、歓談の時間に入り賑やかな時を過ごした。
6. 田中常任監事のメ、神山副会長の閉会の辞でお開きとなった。

貸借対照表 (財産目録)

平成6年12月31日現在

中央大学会計人会

【単位：円】

科 目 (内 訳)			
I 資産の部			
1. 現 金			0
2. 銀行預金等			
(1)三菱銀行	中野支店 (普)No4451431	48,603	
(2)安田信託銀行	神田支店 (普)No1227297	216,921	
(3)振替貯金	外神田六郵便局 No東京5-28490	4,459,880	
(4)さくら銀行	上野広小路支店 (普)No5321671	3,337,184	8,062,588
資 産 合 計			8,062,588
II 負債の部			0
差 引 正 味 財 産 有 高			8,062,588

平成6年度 収支計算書

平成6年1月1日から平成6年12月31日まで

中央大学会計人会

【単位：円】

支 出 の 部		収 入 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
会 場 費	626,279	通常会費収入	4,370,000
通 信 費	502,708	親睦会収入	670,000
消 耗 品 費	39,313	雑 収 入	140,000
会 報 費	209,190	利 息 収 入	5,403
渉 外 費	124,270		
研 修 費	100,000		
広 告 費	30,000		
委 員 会 費	19,510		
雑 費	220		
当年度支出合計	1,651,490	当年度収入合計	5,185,403
次年度繰越金	8,062,588	前年度繰越金	4,528,675
支 出 合 計	9,714,078	収 入 合 計	9,714,078

平成 7 年 度 収 支 予 算

平成 7 年 1 月 1 日 から平成 7 年 12 月 31 日 まで

中央大学会計人会

【単位：円】

支 出 の 部		収 入 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
名簿作成費	1,000,000	通常会費収入	5,000,000
会場費	800,000	親睦会収入	800,000
通信費	700,000	雑収入	100,000
事務局費	600,000	利息収入	50,000
消耗品費	500,000		
会報費	500,000		
渉外費	300,000		
研修費	1,000,000		
広告費	100,000		
委員会費	200,000		
雑費	50,000		
予備費	200,000		
当年度支出合計	5,950,000	当年度収入合計	5,950,000
次年度繰越金	8,062,588	前年度繰越金	8,062,588
支出合計	14,012,588	収入合計	14,012,588

書籍紹介

「背 信 の 税 制」

中央大学名誉教授
商学博士 富岡 幸雄 著

本書は、講談社から3年前に出版された同名の単行本を全面的に改稿し、第一章を新に書き下し、今年2月同出版社の文庫文として刊行されたものである。

富岡幸雄博士は、我が国で初めて「節税」という言葉を造語され「節税の教祖」としてあまりにも有名です。

税は、お上が決め国家権力で収納させられるものという古い考え方から、先生は、税を庶民の権利とし国民の側に立って、学問として研究され、今年4月から名誉教授になられた後も、生涯現役を貫きとおされておられる。

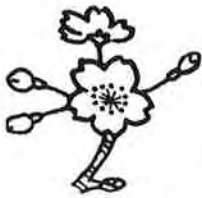
本書の副題が「庶民いじめの構造」とされているのも頷けるのである。

本書は、第一章が「さらに拡大する不公平税制」、第二章が「歪んだ政治歪めた税制」、第三章が「大企業－税金逃れ－のメカニズム」、第四章「自由社会を危うくする大企業の経営行動」、第五章「サ

ラリーマンいじめの歪んだ所得税」、第六章が「消費税これが諸悪の根源」と続き、第七章「公正と正義をめざす税制のために」を終章とした内容であり、専門家は勿論のこと、一般人にとって、興味深い内容となっている。

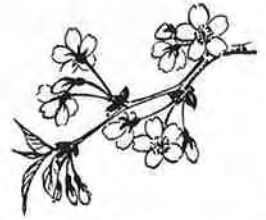
本書のあとがきに先生は「永年にわたる税の実践と研究の歩みを基礎に、不公平税制の真の実態に科学的照明の光をあて、その病巣を解剖し、改善改革のための処方箋である改革構想を具体的に提示すべく、いささかの感慨と情熱をこめながら筆を進めてきた。ここに本書が、よりポピュラーな形になることにより、ひろく国民の皆さんに受け入れられ、日本改革の基礎の重要なひとつとして、いくらかなりとも寄与することができることを願う」と結ばれておられる。国民の皆が税に関心をもつために是非、家族・友人・知人など広く読んで頂きたい文庫本である。

(40年卒 神山 敏夫)



第20回記念観桜会

——上野の杜で盛大に——



恒例の中大会計人会と駿台会計人会（明大）による合同観桜会が、4月1日会場も常用の上野精養軒において開催された。

今年は20回記念ということもあって、中央・明治の両会計人会から併せて百数十人の会員が出席した上、富岡幸雄名誉教授ほか両大学及び各大学の会計人会から大勢の来賓（後記）にご出席を頂き過去最高の賑やかな楽しい観桜会となった。

荻野副会長の司会によって会は開かれ、中大平川忠雄会長・駿台関本和幸会長の挨拶に始まり富岡名誉教授、渡部中大経理研究所長、中村明大経理研究所長の両先生方のご挨拶があって、前会長岩村譲一先生の音頭で乾杯、楽しみにしていた宴会に移った。



上野の桜の花はまだ2、3分咲きといったところで少々早いと思われるが、野外の桜の木の下では、大勢の人達がそれぞれに円陣をつくって、飲みや唄えやの日本の花見で賑やかである。長びく不景気と阪神の大震災、地下鉄サリン事件など今年起きた嫌なできごとを吹き飛ばして気分のよい春を迎えたいのは全国民の願いでもあろう。

こちらは窓越しの花を眺めながらの室内パーティで、一寸変わった趣好ではあるが、年に一度の懐かしい顔ぶれとの出会いは嬉しいものであり、盃を傾けながらテーブルのあちこちで楽しい会話がはぶんでいた。

宴半ばに達したころ、先づ明大メンバーが校歌



「白雲なびく駿河台」を、続いて中大メンバーによる校歌「草のみどりに風薫る」がそれぞれ元気一杯に斉唱された。

関本東京税理士会長も平山副会長も、それぞれ母校の校歌を力一杯唱ってリードしていたのが印象的であった。

両大学のエールの交換も行われて、みんな学生時代にタイムスリップして、会場はクライマックスに達した。

「春宵一刻値千金」を満喫して上野の夜桜に名残を感じながら、また来年の再会を約しつつ午後8時すぎ観桜会はお開きとなった。

（山口 文六）

来賓ご芳名

中大名誉教授	富岡幸雄殿
中大経理研究所長	渡部裕亘殿
明大経理研究所長	中村美知夫殿
専修大学会計人会	高橋貞雄殿
日本大学桜門会計人会	河原一夫殿
神奈川大学会計人会	狩野七郎殿
青学会計人クラブ	倉田由次殿
東京大学会計人会	中地宏殿
税理士稲門会	高橋美一郎殿

最低資本金制度と税務

常任理事
望月 壽夫

平成3年4月1日に施行された改正商法・改正有限会社法において、株式会社の最低資本金は1千万円とされ、有限会社の最低資本金も3百万円に引き上げられた。

最低資本金制度は、新会社のみならず、既存の会社にも適用されるが、その猶予期間は、平成3年4月1日より5年間、すなわち、平成8年3月31日までとなっている。

しかし、東京商工会議所が平成6年12月に実施した調査によると「何らかの対策をとった」と答えた企業は、わずか22.8%のみであった。

平成8年3月31日までに最低資本金を達成できない企業については平成8年4月1日付をもって官報により警告がなされると予想され、その2ヶ月後、平成8年6月1日付で未達成企業については、登記官の職権により、会社解散登記がなされるようである。

事業活動を継続しようとする会社にあつては、平成8年3月31日までに、すみやかな増資手続が必要になるが、その税務上のポイントについて、実務上簡便性がある次の3つの方法について述べてみたい。

(1) 株式会社の配当可能利益の資本組み入れ

商法293条の2においては、配当することができる利益の額を資本に組み入れることができる。この方法は、増資を余儀なくされる株主について、資金の負担を強いることなく最低資本金をクリアすることができる方法であり、税務上も次のような特例的取り扱いをしている。

①個人株主の税務

平成3年4月1日から平成8年3月31日までに、資本の額が1千万円に達するまでの部分に相当する金額に限っては、利益配当の額とみなされる金額については所得税を課さないとする特例措置が講じられた。(措法9の3)

そこで、みなし配当としての源泉徴収の対象にもならない。

ただし、この課税の対象とならないみなし配当の金額については、その者の有する株式の取得価額には加算されず、その者が株式を譲渡する場合に必要経費となる取得価額は減少し、課税は取り戻される。

②法人株主の税務

法人株主にとっての「みなし配当金の額」は原則どおり受取配当の益金不算入の対象となるものである。また、株式等の帳簿価額の付替えも原則どおり行う。

なお、源泉所得税については、個人株主との区別はなく、源泉徴収の対象とならない。

③資本組入を行った法人の税務

利益処分により資本金に組入れた金額は「所得等の金額のうち留保した金額」に含まれないこととされ、「社外流出額」となるため、同族会社の留保金課税がある場合においては、その金額を減額することができる。

(2) 有限会社の出資の払込に充てる利益配当

有限会社法において、配当可能利益の資本組入の制度がないため、当初は株式会社と同様の非課税措置は講じられていなかったが、平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に、最低資本金を満たすための利益配当は、一定の要件の下に、非課税とされた。

(3) 社長借入金等の現物出資

現物出資については、原則として裁判所の選任する検査役の調査が必要であるが、その金額の合計額が5百万円以下であるときは不要である。

また、会社に対する金銭債権を現物出資の目的たる財産とすることができることとされている。(平成6年7月6日付法務省民4第4192号)

そこで、社長やその親族から塩づけとなっている借入金を現物出資として増資をすれば、資金負担感が少なく、最低資本金を満たすことができる。

ただし、株主構成と現物出資者の割合が違う場合には贈与税の問題が生ずる恐れがある。



グラフで見る 地価と地代・家賃の推移

常任理事 横須賀 博

このグラフは、昭和54年を100%とした平成6年1月1日までの地価、地代、家賃、固定資産税、国民総支出の推移と消費者物価指数の推移を表したのですが、このグラフから次のことが読みとれます。

(1) 昭和54年を100%としたときの平成6年1

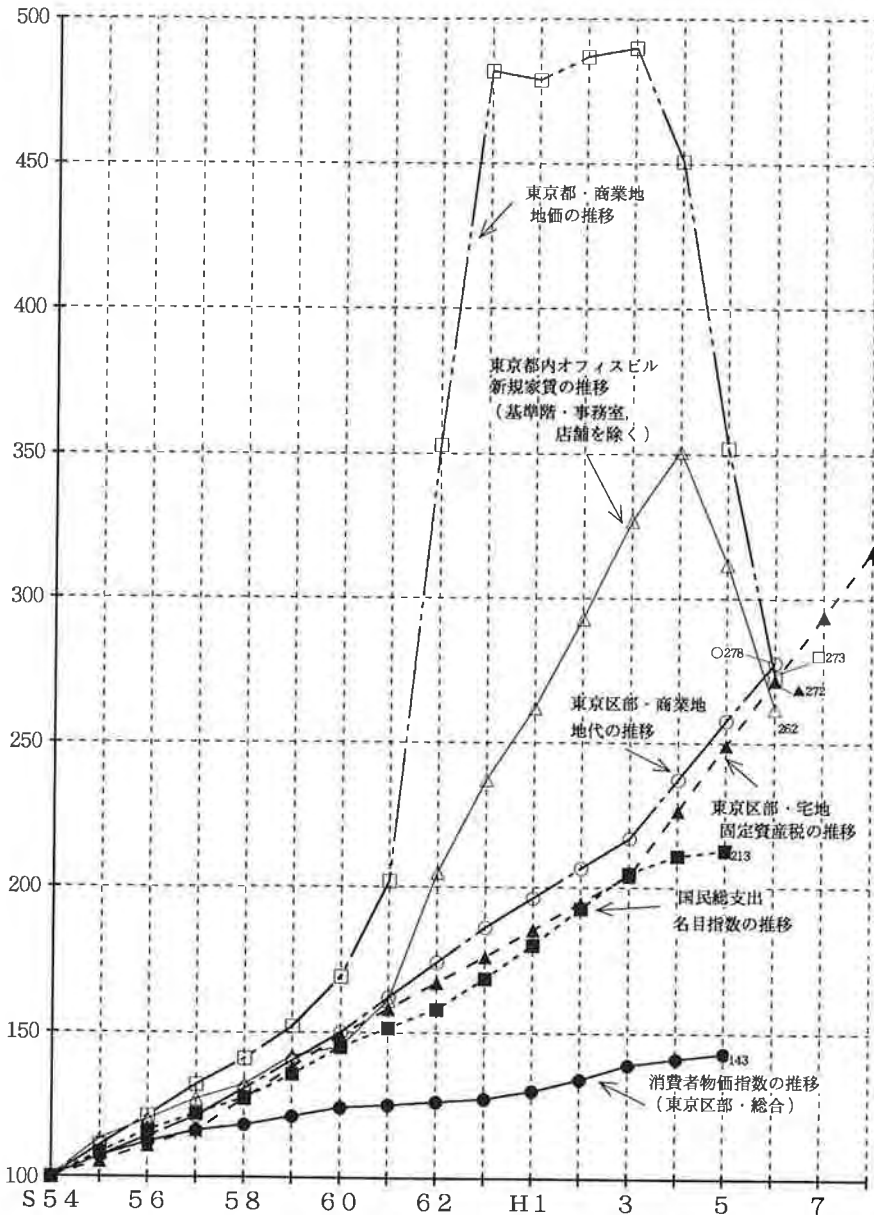
月1日現在の地価、地代、家賃、固定資産税の指数は、各々273%、278%、262%、272%、となり、概ね270% (2.7倍) を中心に落ちついてきていること。

(2) これに対し、国民総支出は213% (2.1倍)、消費者物価指数は143% (1.4倍) であり、上記(1)

の指数とは大きく乖離している。

東京都商業地・地価と地代・家賃の推移

及び関連指数の推移



然し乍ら、平成6年1月1日から平成7年1月1日までの間には、地価も家賃も各々20%前後は下落しているだろうから、その間の国民総支出の上昇率を0%としても、地価と家賃と国民総支出の昭和54年から平成7年の間の指数は共に213% (2.1倍) となり、これらは同一歩調をとることとなる。

そして、独走する固定資産税や地代とは、一時的には袂をわかすこととなるが、平成7年以降は、地価と家賃とは、国民総支出の線で落ちつくものと思われる。

ただし、この理論は都内において、地価と家賃の上昇が国民総支出の推移に比例するという前提であるが……。

先生方の予測は如何でしょうか……。

青春の思い出 中央大学



遠藤 み ち

高校を卒業して、ともかく大学へ行きたかった。でも、父を亡くしていたし、疎開先の島根県では夜学の道もなかった。そこで裁判所職員採用試験に合格したこともあって、ともかく松江地裁に勤務したが、女性でも一生続けられる何かライセンスを取りたいと思っていた。

そんな矢先世話好きな伯母がお見合いを決めてしまっていた。断るつもりで会ってみると、生き方とか、人生に対する態度とでもいおうか、今流で言えば、フィーリングが合った。そこで私は可愛げもなく「職業は一生捨てない。これから勉強をして一生できること探したい。そんな私でよかったですら」と言った、この時20。お蔭で彼は一生「メシはまだか」を言わなかった。彼は、当時総理府に勤務、夜学に通いながら公認会計士を目指していた。こんな職業があることをこの時初めて知ったが、税理士はまだ知らなかった。

昭和30年勤務が決まり帰京、31年に結婚、32年から中央大学法学部法律学科を通信で学ぶことになった。

最大の難関は夏季40日間のスクーリング。入学したものの、妊娠と出産で延ばし3年目の夏から出席した。受講は午前か午後にまとめ、日曜は出校日、月曜は休みだったので、なんとか年20日の休暇でまかなえた。午前の受講が終われば、お茶の水から、霞が関にある裁判所へ飛んで帰り、わき目も振らず仕事に没頭した。人が一日ですることを半日でこなした。当時職場の先輩たちは、夜、大学か図書館へ行って、司法試験の受験勉強をしていたから、特異の目でみられることはなかった。5時になれば今度は長男を迎えに保育園にかけつける。自分の時間ができるのは11時か12時、ある試験の前夜など勉強をしていたら長男が目覚まし、結局一緒に徹夜をしてしまったこともあった。

こんな状態だったが、でも憲法で「基本的人権は、天賦の人権であり犯すことのできない永久の権利である」ということを、また労働法では、労働者の権利がいかにして守られるかということ

感動しながら学んだ。

友人に忘れられない女性がいる。彼女は3年になって、就学前の長男と夫を実家に預け、自分は一宿をし真法会に入って司法試験の受験勉強をした。その結果、卒業式の日司法試験合格者の一人として晴れやかに紹介された。

私は卒業の翌年、長男の入学、次男出産を機に裁判所を退職し、税理士試験の受験勉強、夫の手伝い、家事育児に専念することになる。この時30歳だった。20代は若さ故にできた最も充実した生活だった。私は当時、結婚しても辞めない、子供ができて辞めない先頭を走っていた。女性は受けない昇進試験にも挑戦し、男性と同等に仕事をする、そして結婚しても、子供ができて変わらないうことを実証しようと、とにかく頑張った。後に続く女性のためにとある種の使命感のようなものを抱いていた。これも、夫、子供、私が健康だったからできたこと、病気で休んだことは1日もなかった。

私が一生職業を捨てないと宣言したことに夫は安心していたのか、56歳で母親を残し突然この世を去った。いつか大学院に入り勉強をし直したいと思っていた夢はどうとうかなえられなかった。

まだまだ男性中心社会である。これからの人生、女性の社会進出のための環境整備に少しでも役に立てばと思っている。

----- 編集後記 -----

恒例となっている駿台会計人倶楽部との観桜会も今年で20年目を迎え、表紙の写真のように盛況のうちにとり行われました。その後の定期総会も無事終了し、会長、副会長は留任して会務に就いていただくこととなりました。今年に入ってからというもの、世間では何かと暗いニュースが続いていますが、景気回復も早く実感できるようになって欲しいものです。当会報は年に2回発行していますので、随筆その他、奮ってご投稿下さい。

(鈴木 康雄)